



## 第6章 計画の推進

# 1. 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、以下の会議による施策の実施状況に関する進捗管理、評価などを行います。

## 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

豊田市子ども条例に基づき設置している「豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議」では、①子ども総合計画に関すること、②こどもに関する施策の実施状況に関すること、③その他子どもにやさしいまちづくりに関することについて審議・協議を行っています。

本計画の推進においては、この会議が、計画推進体制の要として、施策の進捗状況の点検・評価、計画及び実施体制の改善等に関する協議・提言を行っていきます。

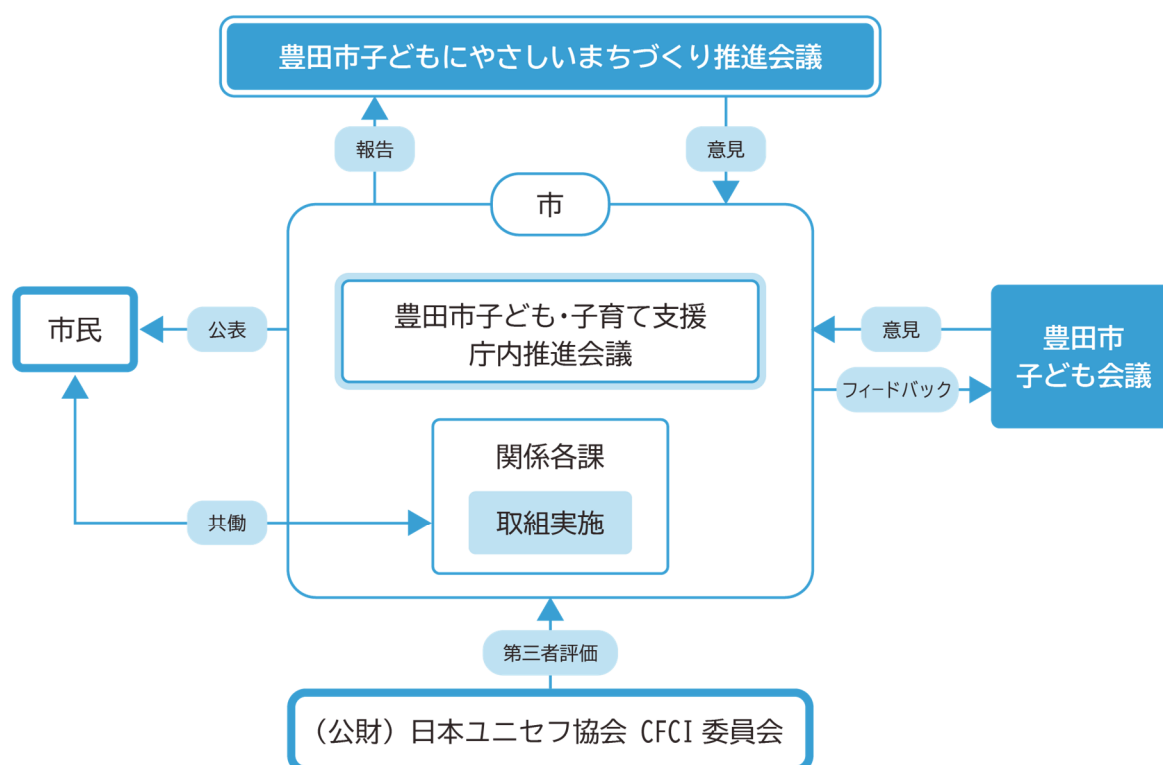
## 豊田市子ども・子育て支援庁内推進会議

本計画の推進においては、庁内の横断的な取組を図るため、「豊田市子ども・子育て支援庁内推進会議」を開催し、子ども・子育て支援施策・取組に関する庁内の意見の取りまとめ・意思決定を行っていきます。

## 豊田市子ども会議

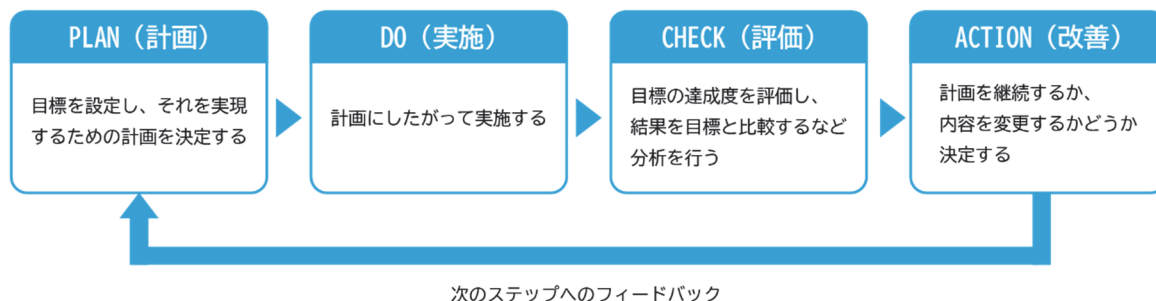
豊田市では、豊田市子ども条例に基づき、こどもの意見や考えを聴き、市政及び地域づくり・まちづくりへ反映する「豊田市子ども会議」を設置しています。

本計画の推進においては、取組に対するこどもの意見表明などの役割を担います。



## 2. 計画の評価方法

本計画の推進に向けては、PDCA サイクルに基づき、取組の実施状況を毎年調査・公表し、最終年度である令和 11（2029）年度には計画の達成状況の確認を行います。



また、豊田市のこどもにやさしいまちづくりの状況（できていること・できていないこと）について、ユニセフが国際的に示す構成要素に対応したチェックリストを用いて、（公財）日本ユニセフ協会 CFCI 委員会の第三者評価を受けます。 ※詳細は第5章を参照

構成要素（①～⑨は全ての自治体に共通、加えて各自治体で独自に 10 番目の要素を設定）	
① 子どもの参画	⑥ 子どもに関する予算
② 子どもにやさしい法的枠組み	⑦ 子どもの報告書の定期発行
③ 子どもの権利を保障する施策	⑧ 子どもの権利の広報
④ 子どもの権利部門または調整機構	⑨ 子どものための独立したアドボカシー活動
⑤ 子どもへの影響評価	⑩ 市民団体等と連携した居場所づくり ※豊田市独自の項目

なお、これら評価の内容については、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議に諮った後、市民へ公表します。

